

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第73回）

- 日時：令和3年4月9日（金）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
米子市長、鳥取市保健所長
アドバイザー（鳥取大学医学部 景山教授）
- 議題：
 - （1）まん延防止等重点措置適用の拡大について
 - （2）症例報告について
 - （3）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要 (4/4第72回対策本部会議以降の発表事例)

陽性発表日	事例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業	既陽性者との接触有無
4月5日	県内278例目	倉吉	50代	男性	中部地区		
4月5日	県内279例目	米子	30代	男性	県外		
4月6日	県内280例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月6日	県内281例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月7日	県内282例目	倉吉	40代	男性	中部地区		
4月7日	県内283例目 (鳥取市管内 131例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		
4月8日	県内284例目	米子	20代	男性	非公表		
4月8日	県内285例目	倉吉	非公表	男性	中部地区		
4月8日	県内286例目	米子	非公表	男性	非公表		
4月8日	県内287例目	米子	非公表	男性	非公表		
4月9日	県内288例目	米子	20代	男性	米子市		
4月9日	県内289例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月9日	県内290例目	米子	10代	男性	米子市		
4月9日	県内291例目	米子	非公表	女性	非公表		

上記事例の変異株スクリーニング検査の結果(※今後実施予定3件あり):陽性10件

米子市における変異株感染特別緊急対策

①米子市内の飲食店への緊急巡回指導の実施

- 本日より、米子市繁華街等の約650店舗(飲食及び社交飲食)の緊急巡回指導を実施

【指導内容】

- ・マスク会食の徹底、食事中でも会話の際はマスク着用を徹底
- ・パーティションの設置・カラオケのある店舗の感染対策の強化

②西部PCR検査センターの設置

- 米子市における、さらなる感染拡大に備え、臨時のPCR検査センターの設置を検討

③社会福祉施設の緊急対策

- 社会福祉施設における陽性者の発生に迅速に対応するため、県・米子市による合同対策チーム(感染発生即応チーム)の立ち上げを準備
- 従業員・利用者の幅広い検査実施

④米子保健所への支援体制

- クラスター対策チーム(クラスター対策監)を派遣(4/9~)
- 保健師及び衛生技師の派遣(南部町及び米子市からの派遣も調整済)

今後の感染状況に応じ、機動的に強い対策の発動も検討

米子市に「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」発令

- 米子市においてマスクをつけない飲食の場面で変異株の感染が拡大しており、県外で続発している急速な感染拡大を来すかどうか瀬戸際の状況です。
- お店の皆様もお客様も厳重な感染防止策を徹底してください。
仲間内や家庭内での感染も見られ、親しい間でもマスク着用などできる限りの感染予防を心掛けましょう。

発令地域	発令日	備考
米子市	4月9日	感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発している

医療提供体制

1. 入院体制(4月9日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
		(入院予定者を含む)		
321床	208床	63人	20%	30% (38%※)

※宿泊療養を開始しない場合の現時点確保病床占有率

◆4月9日から現時点確保病床を4床前倒し確保
さらに追加確保を調整中

2. 宿泊療養体制(4月9日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者 (入所予定者を含む)	備考
東部	66室	15人	4月3日受入開始
西部	40室	0人	来週から受入開始に向け調整中

◆病状が安定した入院患者について随時宿泊療養へ移行し、病床占有率を減少させる

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 4月9日 13:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	30.3% (63/208床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	19.6% (63/321床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/42床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			14.0人 (実数78人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※4/2~4/8発表分		0.6% (18/2,783人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は4/3~4/9発表分で集計		2.9人 (実数16人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		少ない (16人/64人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		50% (8/16人)	50%以上	

- 現時点で①の一部と⑥の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考えられる。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

鳥取県版新型コロナウイルス警報（4月9日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

新型コロナウイルス感染増大警戒情報（4月9日現在）

発令地域	発令日	備考
倉吉市	4月1日	変異株によるクラスターが確認された

『感染急拡大警戒期間』発令

R3.5.5まで延長

**全国で感染が急拡大しています。
ご注意ください!!**

○ 変異株以外も含め感染力が高いウイルスが広がっています。注意レベルをあげましょう。

- 感染が急拡大している地域との往来や、これらの地域の方との会食はできる限り控えましょう。
- マスクの着用、手洗い・換気を心がけ、親しい間柄であっても会食時でもできるだけマスクを着用するなど、感染予防を徹底しましょう。

第四波の到来を受けた飲食店等の感染防止緊急対策

繁華街を中心とした巡回指導を継続(4月末までを重点強化期間)

◇4月末までを重点期間として、繁華街の社交飲食店を中心に巡回指導等

【指導内容】

- ・マスク会食を徹底し、食事中でも会話の際はマスク着用を徹底
- ・パーティションの設置
- ・カラオケのある店舗の感染対策の強化

- ①歌唱時のマスク着用・複数での歌唱の自粛
- ②歌唱エリアの固定及び換気
- ③ビニールカーテン等により歌唱エリアと客席との仕切り設置
- ④マイク・リモコンの消毒の徹底 等

◇見直したガイドラインの周知徹底と認証取得への誘導

- ・チェックリスト形式に見直したガイドラインにより、具体的な感染予防対策を指導
- ・感染予防対策に必要な設備整備等には、支援制度の活用を提案し、認証取得へ誘導

積極的な広報による認証店の利用促進と利用客への注意喚起

◇折込広告やホームページ新設等により安心対策認証店のPRを強化し、認証店舗の利用を促進

◇利用客にもマスク会食の徹底や店舗の感染対策への協力を求める

(啓発グッズを作成し店舗に配布)

第四波の到来を受けた飲食店等の感染防止緊急対策

【新規】 第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業 4億円

(5月中旬まで・調整費を活用)

ガイドラインに沿ったレベルの高い取組を応援し、認証取得を促進

[要件] 認証取得又は認証店と同水準の対策を講じること

パーティション設置、マスク会食の徹底、十分な換気、
共用物品の定期的な消毒 等



◆ 新型コロナ対策認証取得に取り組む事業者に応援金 **20万円**を支給

◆ 認証取得に向けた感染防止対策設備の導入支援 補助率 **9/10**
(上限20万円)

- ・パーティションの設置 → 認証店相当の事業とみなす(パーティションのみでも9/10を適用)
- ・非接触式体温計、CO2モニター、換気設備等の導入 → 応援金とセットで支給

飲食時の感染予防対策の徹底

- ◆ 飲食の場等で感染が拡大しています。
- ◆ 飲食の場面でも「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。

<利用者の皆様へ>

- ・飲酒の際は、①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- ・座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
- ・大声を出さず、会話する時はマスク着用
- ・認証店や協賛店などガイドラインを遵守したお店で
- ・体調が悪い人は参加しない

<事業者の皆様へ>

- ・換気、パーティション設置など感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください。(特にカラオケには注意してください。)
- ・マスク着用などお客様への協力の呼びかけをお願いします。

感染予防が大切です

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

- ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
- ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。
- ③体調に違和感がある場合は、親しい人であっても会食はさけていただくようお願いいたします。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。



まん延防止等重点措置適用の拡大

＜まん延防止等重点措置を実施すべき区域＞

新たに、東京都、京都府、沖縄県の3都府県を追加

(各都府県知事が今後区域を指定)

※新たに追加された区域の実施すべき期間

東京都 令和3年4月12日から5月11日まで(30日間)

京都府・沖縄県 令和3年4月12日から5月5日まで(24日間)

宮城県、大阪府、兵庫県の3府県は継続

(指定区域:仙台市、大阪市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市)

まん延防止等重点措置適用に伴う往来についてのお願い

◆宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)、沖縄県

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

◆その他感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」)

⇒ 不要不急の往来については慎重にご判断ください。

・山形県、福島県、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県など

➤ これらの地域に往かれた場合

○会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。
- ・できれば同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分に適切なアクリル板が設置され、混雑していないといった安心な店を選択。

➤ これらの地域から本県に来県、帰県された場合

○本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えるようにしてください。

○倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】 [東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

◆体調に不安があるとき ⇒ 往来を控えてください。

◆行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。

まん延防止措置等重点措置適用に伴う県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 「まん延防止等重点措置」対象地域への出張は制限する
- 上記以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える
- 県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する

■ 県外本部の体制の切り替え

- 業務を縮小し、一定の職員を県内に帰任させる。帰任した職員は、2週間の在宅でのリモート勤務を経て、県庁内に設置する「分室」で勤務。
(現地に残る職員は在宅勤務中心に切り替えて感染予防レベルを引き上げ)
- 県外本部縮小にあわせ、県外本部に会議等への代理出席は依頼せず、WEBでの出席や、会議主催者から直接入手するなど個別に対応することを徹底。

■ 保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

- 検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を継続。

新型コロナワクチンの医療従事者等優先接種の状況について

新型コロナウイルス患者受入病院の医療職
 高齢者向け住民接種を担当する接種医師等

➡ **1回目の接種が完了**
 (2回目接種は、4月中に完了予定)

コロナ患者の受入、住民接種に対応

【医療従事者等の優先接種に係る接種計画】

対象となる医療従事者等	2月		3月		4月			5月			6月			
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
先行接種医療機関(※)	← 1回目 →		← 2回目 →											
感染症指定医療機関・入院協力医療機関の16病院(医療職)			← 1回目 →		← 2回目 →									
高齢者向け優先接種の接種医師等			← 1回目 →		← 2回目 →									
上記16病院の事務職 その他の病院						← 1回目 →			← 2回目 →					
診療所、歯科診療所、薬局、自治体職員等						← 1回目 →			← 2回目 →					

※ 山陰労災病院、鳥取医療センター、米子医療センターの3病院。

高齢者向け優先接種に向けた準備状況

<県内市町村の状況>

○接種会場 ⇒ 全市町村が確保済

特設会場	30か所
集団接種を行う医療機関	6か所
個別接種を行う医療機関	292か所
計	328か所

○接種医師の確保 ⇒ 全市町村が調整済

○接種券 ⇒ 3月15日を皮切りに順次発送開始（全市町村調整済）

4月15日から琴浦町、南部町で接種がスタート。
その後も19日の週から9市町村において接種を開始する予定。